

第51回大仙市地域公共交通活性化再生協議会  
(兼第54回大仙市地域公共交通会議)

日 時 令和6年6月25日(火) 午後1時30分～  
場 所 大仙市役所大曲庁舎3階 大会議室

次 第

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 報告

(1) 第4期大仙市地域公共交通計画の一部修正について

資料 No. 1

4. 協議

(1) 令和5年度 事業報告及び決算

資料 No. 2

(2) 令和6年度 事業計画及び予算(案)

資料 No. 3

(3) 地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について

資料 No. 4

(4) 仙北タクシー神宮寺営業所の最低車両数の緩和について

資料 No. 5

5. その他

(1) 第5期大仙市地域公共交通計画策定スケジュール(案)

資料 No. 6

6. 閉会

# 第51回大仙市地域公共交通活性化再生協議会

令和6年6月25日（火）

## ○構成員

| 団体名              | 所属名      | 職名        | 氏名     | 出欠 | 備考                                                 |
|------------------|----------|-----------|--------|----|----------------------------------------------------|
| 東北運輸局秋田運輸支局      | 総務・企画担当  | 首席運輸企画専門官 | 松原 裕幸  | ○  | 令和6年度人事異動により変更                                     |
| 東北地方整備局湯沢河川国道事務所 | 調査課      | 課長        | 佐々木 慎  | ○  | 令和6年度人事異動により変更                                     |
| 秋田県観光文化スポーツ部     | 交通政策課    | 地域交通対策監   | 小野寺 智康 | ○  | 代理：佐藤峻亮（県交通政策課主事）                                  |
| 秋田県仙北地域振興局       | 建設部      | 次長        | 富田 彰   | ○  | 令和6年度人事異動により変更                                     |
| 秋田県警大仙警察署        | 交通課      | 課長        | 藤田 旬一  | ○  | 令和6年度人事異動により変更                                     |
| 東日本旅客鉄道株式会社      | 大曲駅      | 駅長        | 田口 由利香 | ○  |                                                    |
| 羽後交通株式会社         |          | 取締役社長     | 齋藤 善一  | ○  | 代理：井上俊二（取締役事業本部長）<br>随員：金谷文之（輸送課長）<br>伊東裕吾（大曲営業所長） |
| 秋田県ハイヤー協会        | 大曲仙北支部   | 支部長       | 青山 忠雄  | ○  | 監査委員                                               |
| 秋田県交通運輸産業労働組合協議会 | 羽後交通労働組合 | 執行副委員長    | 高橋 正竜  | ○  |                                                    |
| 社会福祉法人大仙市社会福祉協議会 |          | 会長        | 佐藤 力   | ×  | 副会長                                                |
| 利用者代表及び住民代表      | 大曲地域協議会  | 委員        | 打川 元喜  | ×  |                                                    |
| 利用者代表及び住民代表      | 神岡地域協議会  | 委員        | 鈴木 美保  | ○  |                                                    |
| 利用者代表及び住民代表      | 西仙北地域協議会 | 委員        | 齋藤 法   | ○  |                                                    |
| 利用者代表及び住民代表      | 中仙地域協議会  | 副会長       | 佐川 晃   | ○  |                                                    |
| 利用者代表及び住民代表      | 協和地域協議会  | 委員        | 豊嶋 一郎  | ○  |                                                    |
| 利用者代表及び住民代表      | 南外地域協議会  | 委員        | 伊藤 伝悦  | ○  |                                                    |
| 利用者代表及び住民代表      | 仙北地域協議会  | 委員        | 加藤 和浩  | ○  | 監査委員                                               |
| 利用者代表及び住民代表      | 太田地域協議会  | 副会長       | 佐藤 隆康  | ○  |                                                    |
| 大仙市              |          | 副市長       | 今野 功成  | ○  | 会長                                                 |

## ○事務局

| 団体名 | 所属名          | 職名 | 氏名     | 出欠 | 備考          |
|-----|--------------|----|--------|----|-------------|
| 大仙市 | 企画部          | 部長 | 伊藤 公晃  | ○  |             |
| 大仙市 | 健康福祉部        | 部長 | 佐々木 隆幸 | ○  |             |
| 大仙市 | 健康福祉部社会福祉課   | 課長 | 佐藤 直文  | ○  | 代理 田口幸 課長待遇 |
| 大仙市 | 神岡支所市民サービス課  | 課長 | 齊藤 義則  | ○  |             |
| 大仙市 | 西仙北支所市民サービス課 | 課長 | 齊藤 良子  | ○  |             |
| 大仙市 | 中仙支所市民サービス課  | 課長 | 草薙 琢哉  | ○  |             |
| 大仙市 | 協和支所市民サービス課  | 課長 | 佐川 亜希子 | ○  |             |
| 大仙市 | 南外支所市民サービス課  | 課長 | 堀井 みわ子 | ○  |             |
| 大仙市 | 仙北支所市民サービス課  | 課長 | 伊藤 優子  | ○  |             |
| 大仙市 | 太田支所市民サービス課  | 課長 | 小松 伸子  | ○  |             |
| 大仙市 | 企画部地域活動応援課   | 課長 | 高橋 靖弘  | ○  |             |
| 大仙市 | 企画部地域活動応援課   | 主幹 | 高橋 マユミ | ○  |             |
| 大仙市 | 企画部地域活動応援課   | 主任 | 進藤 尚人  | ○  |             |

## 第4期大仙市地域公共交通計画の一部修正について

令和6年6月

### 修正内容

第4期大仙市地域公共交通計画に、地域内フィーダー系統補助路線の大仙市の公共交通における位置付けと、補助事業を活用する必要性を追記。

### 修正に至った経緯

令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正に合わせ、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けの補助要件化（計画制度と補助制度の連動化）が行われ、今後補助事業を活用するためには、次の内容を地域公共交通計画に具体的に記載することが必要となった。

#### ○地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 第17条第1項

**第17条 陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。（以下、省略。）**

- 一 **地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割** ⇒第4期計画に記載なし
- 二 **前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性** ⇒第4期計画に記載なし
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

上記制度は、令和6年度事業（令和5年10月1日～令和6年9月30日）までが経過措置期間となっており、今年度申請を行う令和7年度事業から本格的に適用されるため、修正を行うもの。

### 大仙市の地域内フィーダー系統補助路線

- ①コミュニティバス長信田線      ②循環バスはなちゃんルート
- ③循環バスつつどんルート      ④乗合タクシー藤木角間川線
- ⑤乗合タクシー杉沢中仙線

## 第5章 年次計画

年次計画では、第4章で記載している施策と事業内容をもとに各地域の課題を解決するための具体的な事業を定め、「いつ」「どのように」実施するかを記載しています。

## 【施策1】 地域拠点間の連携維持（関連：基本目標1）

## 事業1 市町村幹線の維持

沿線市町とバス事業者による意見交換の場を設け、他市町への移動や市内の主要路線を維持します。

| 具体事業No. 1 バス路線の存続・廃止協議 |                                                                                                                     |                           |       |       |       |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-------|-------|-------|
| 全<br>体                 | 【実施主体】市・交通事業者・沿線市町                                                                                                  |                           |       |       |       |
|                        | 【事業概要】市内を運行する民間バス事業者の路線バスについて、沿線市町と路線ごとに存続もしくは廃止の協議を行う。<br>■対象路線<br>①稲沢線 ②角間川線 ③川西線 ④千屋線 ⑤大曲・角館線 ⑥角館・六郷線<br>⑦横手・大曲線 |                           |       |       |       |
|                        | 令和3年度                                                                                                               | 令和4年度                     | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|                        | ・沿線市町とバス事業者が参加する意見交換会を実施                                                                                            | ・路線ごとに今後の方向性を決定し、バス事業者と共有 | (継続)  | (継続)  | (継続)  |

【施策1】 地域拠点間の連携維持（関連：基本目標1）

事業2 地域間支線の運行内容等の見直し

コミュニティバスを住民・事業者・行政が連携して維持するため、時刻調整やルートの変更など運行内容の見直しを行い、利便性の向上につなげます。

長信田線については、本市にとって欠くことのできない重要な路線として市民生活を支えているものの、赤字路線となっていることから、国の支援制度である地域公共交通確保維持改善事業を活用し、維持・確保していく必要があります。

| 具体事業No.2 コミュニティバス運行内容（ルート、時刻、乗降場所）の検討 |                                                                   |                           |       |                                            |       |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------|-------|--------------------------------------------|-------|
| 全<br>体                                | 【実施主体】市・交通事業者・地域住民                                                |                           |       |                                            |       |
|                                       | 【事業概要】令和2年10月からの実証運行をもとに必要であれば見直しを行うほか、ニーズ調査を行い、必要に応じて運行内容を見直します。 |                           |       |                                            |       |
|                                       | ■対象路線<br>①杉山田線 ②南外線 ③長信田線（フィーダー系統）                                |                           |       |                                            |       |
|                                       | 令和3年度                                                             | 令和4年度                     | 令和5年度 | 令和6年度                                      | 令和7年度 |
|                                       | 実証運行の結果を踏まえ必要な見直しを実施                                              | （継続）                      | （継続）  | 乗り込み調査等を実施し、バス事業者との協議を経て、必要に応じて運行内容の変更等を実施 | （継続）  |
| 神<br>岡<br>地<br>域                      | 【実施主体】市・交通事業者・地域住民                                                |                           |       |                                            |       |
|                                       | 【事業概要】同地域にある宇留井谷地地内の乗降場所について検証し、必要に応じて変更する。                       |                           |       |                                            |       |
|                                       | ■対象地区<br>①宇留井谷地地区                                                 |                           |       |                                            |       |
|                                       | 令和3年度                                                             | 令和4年度                     | 令和5年度 | 令和6年度                                      | 令和7年度 |
| 太<br>田<br>地<br>域                      | 自治会等と協議し、必要に応じて変更                                                 | （継続）                      | （継続）  | （継続）                                       | （継続）  |
|                                       | 【実施主体】市・交通事業者・地域住民                                                |                           |       |                                            |       |
|                                       | 【事業概要】コミュニティバス長信田線と路線バス千屋線との接続について、地域住民と協議を行い検討する。                |                           |       |                                            |       |
|                                       | 令和3年度                                                             | 令和4年度                     | 令和5年度 | 令和6年度                                      | 令和7年度 |
| 太<br>田<br>地<br>域                      | ・地域住民と意見交換会を実施                                                    | ・バス事業者と両路線の接続やルート変更について協議 | （実施）  | （継続）                                       | （継続）  |

【施策2】 地域拠点を核とした地域内移動の確保（関連：基本目標2、4）

事業1 地域内支線の整備

公共交通空白地域等の解消のため、持続可能性及び地域のニーズを考慮し、地域内支線の導入を検討します。

| 具体事業No.3 乗合タクシー等新規路線の検討 |                                                                             |                                   |       |       |       |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-------|-------|-------|
| 大<br>曲<br>地<br>域        | 【実施主体】市・交通事業者・地域住民                                                          |                                   |       |       |       |
|                         | 【事業概要】公共交通空白地域等にて公共交通の必要性を調査し、乗合タクシー等の運行について、住民説明会や交通事業者との協議を行い、実施について検討する。 |                                   |       |       |       |
|                         | ■対象地区<br>①大川西根鳥居、蛭川地区 ②角間川木内、布晒地区 ③四ツ屋下袋地区                                  |                                   |       |       |       |
|                         | 令和3年度                                                                       | 令和4年度                             | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|                         | ・対象地区の自治会長等と協議<br>・交通事業者との協議                                                | ・交通システム<br>の検討<br>・住民説明会          | ・実証運行 | ・本格運行 | （継続）  |
| 中<br>仙<br>地<br>域        | 【実施主体】市・交通事業者・地域住民                                                          |                                   |       |       |       |
|                         | 【事業概要】公共交通空白地域等への対応は地域住民や地域協議会の意見を伺い、タクシー事業者と検討する。                          |                                   |       |       |       |
|                         | ■対象地区<br>①清水万願寺地区（丙泉・乙泉・甲泉） ②鍵見内板屋 ③梁場                                      |                                   |       |       |       |
|                         | 令和3年度                                                                       | 令和4年度                             | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|                         | ・地域協議会や自治会等と協議<br>・交通事業者との協議                                                | ・交通システム<br>の検討<br>・住民説明会<br>・実証運行 | ・本格運行 | （継続）  | （継続）  |
| 協<br>和<br>地<br>域        | 【実施主体】市・交通事業者・地域住民                                                          |                                   |       |       |       |
|                         | 【事業概要】各地区においてニーズ調査を行い、乗合タクシー等の運行について、住民説明会や交通事業者との協議を行い、実施について検討する。         |                                   |       |       |       |
|                         | ■対象地区<br>①荒川上野地区 ②宮田徳瀬滝ノ沢地区                                                 |                                   |       |       |       |
|                         | 令和3年度                                                                       | 令和4年度                             | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|                         | ・現状を把握し地域協議会や自治会等と協議<br>・交通事業者との協議                                          | ・交通システム<br>の検討<br>・住民説明会          | ・実証運行 | ・本格運行 | （継続）  |

【施策2】 地域拠点を核とした地域内移動の確保（関連：基本目標2、4）

事業2 地域内支線の運行内容等の見直しやNPO等による新たな交通システムの導入検討

循環バス、乗合タクシー、市民バス等の利便性の向上につながる運行便数の増便やルートの変更などを住民・事業者・行政が連携して実施します。また、地域住民が自ら運行主体となる新しい交通システムの導入を検討します。

循環バスつつどんルート及びはなちゃんルート、乗合タクシー藤木角間川線、杉沢中仙線については、本市にとって欠くことのできない重要な路線として市民生活を支えているものの、赤字路線となっていることから、国の支援制度である地域公共交通確保維持改善事業を活用し、維持・確保していく必要があります。

| 具体事業No.4 循環バスの運行内容（ルート、時刻、乗降場所等）の検討 |                                                                   |       |       |                                            |       |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-------|-------|--------------------------------------------|-------|
| 大<br>曲<br>地<br>域                    | 【実施主体】市・交通事業者                                                     |       |       |                                            |       |
|                                     | 【事業概要】令和2年10月からの実証運行をもとに必要であれば見直しを行うほか、ニーズ調査を行い、必要に応じて運行内容を見直しする。 |       |       |                                            |       |
|                                     | ■対象路線                                                             |       |       |                                            |       |
|                                     | ①つつどんルート（フィーダー系統） ②はなちゃんルート（フィーダー系統）                              |       |       |                                            |       |
|                                     | 令和3年度                                                             | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度                                      | 令和7年度 |
|                                     | 実証運行の結果を踏まえ必要な見直しを実施                                              | （継続）  | （継続）  | 乗り込み調査等を実施し、バス事業者との協議を経て、必要に応じて運行内容の変更等を実施 | （継続）  |

具体事業No.5 乗合タクシーの運行内容（ルート、時刻、乗降場所等）の検討

|      |                                                                                                                            |                      |       |       |       |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-------|-------|-------|
| 大曲地域 | 【実施主体】市・交通事業者・地域住民                                                                                                         |                      |       |       |       |
|      | 【事業概要】各路線において、大曲地域の中心地の範囲や停留所について、利用される目的地など利用者のニーズをもとに必要な応じて見直しを行う。<br>■対象路線<br>①内小友線 ②四ツ屋・松倉・高関上郷線 ③中山線 ④藤木角間川線（フィーダー系統） |                      |       |       |       |
|      | 令和3年度                                                                                                                      | 令和4年度                | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|      | ・対象地区の自治会長等と協議                                                                                                             | ・住民説明会<br>・交通事業者との協議 | ・実証運行 | ・本格運行 | （継続）  |
| 中仙地域 | 【実施主体】市・交通事業者・地域住民                                                                                                         |                      |       |       |       |
|      | 【事業概要】杉沢中仙線の乗降場所に極楽野集落の追加を検討する。<br>■対象路線<br>①杉沢中仙線（フィーダー系統）                                                                |                      |       |       |       |
|      | 令和3年度                                                                                                                      | 令和4年度                | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|      | ・交通事業者との協議<br>・乗降場所の検討<br>・実証運行                                                                                            | ・本格運行                | （継続）  | （継続）  | （継続）  |
| 協和地域 | 【実施主体】市・交通事業者・地域住民                                                                                                         |                      |       |       |       |
|      | 【事業概要】船沢線の利用状況を調査し、必要な見直しを行う。<br>■対象路線<br>①船沢線                                                                             |                      |       |       |       |
|      | 令和3年度                                                                                                                      | 令和4年度                | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|      | ・対象地区の自治会長等と協議<br>・交通事業者との協議                                                                                               | ・実証運行                | ・本格運行 | （継続）  | （継続）  |



# 具体事業No.5 乗合タクシーの運行内容（ルート、時刻、乗降場所等）の検討

|                  |                                              |                      |       |       |       |
|------------------|----------------------------------------------|----------------------|-------|-------|-------|
| 仙<br>北<br>地<br>域 | 【実施主体】市・交通事業者・地域住民                           |                      |       |       |       |
|                  | 【事業概要】仙北地域管内の公共施設・病院等での乗降について検討する。           |                      |       |       |       |
|                  | ■対象地区<br>①板見内 ②堀見内 ③上野田 ④高梨 ⑤橋本 ⑥横堀 ⑦福田 ⑧戸地谷 |                      |       |       |       |
|                  | 令和3年度                                        | 令和4年度                | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|                  | ・各自治会長から意見聴取、協議                              | ・住民説明会<br>・交通事業者との協議 | ・実証運行 | ・本格運行 | （継続）  |
| 太<br>田<br>地<br>域 | 【実施主体】市・交通事業者・地域住民                           |                      |       |       |       |
|                  | 【事業概要】乗合タクシーの利用状況を調査し、利便性を高めるために乗降場所を検討する。   |                      |       |       |       |
|                  | 令和3年度                                        | 令和4年度                | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|                  | ・利用状況の調査                                     | ・地域住民との意見交換会         | （実施）  | （継続）  | （継続）  |

## 地域内フィーダー系統補助路線

— 大仙市循環バスつつどんルート  
— 大仙市循環バスはなちゃんルート



## 令和5年度 大仙市地域公共交通活性化再生協議会 事業報告及び決算

本協議会は、「大仙市地域公共交通計画マスタープラン」（第4期交通計画）に基づき、本格的な少子高齢社会の進展の中で、市内の各地域における公共交通を取り巻くニーズや環境の変化に的確に対応した地域公共交通システムの運行を実施するとともに、その検証や改善、路線バスの廃止協議及び代替交通の検討などを行うものである。

### ◎協議会開催日及び協議内容

#### ●第49回協議会 令和5年6月28日開催

協議（1）監査委員の選任について

（2）令和4年度 事業報告及び決算について

（3）令和5年度 事業計画及び予算（案）について

（4）交通システムの運行内容の変更について

①大曲地域乗合タクシー藤木線

②西仙北地域市民バス

（5）地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について

報告（1）循環バス停留所の移設について

#### ●文書協議 令和5年9月1日

協議（1）令和5年度大仙市バスの日の実施について

#### ●文書協議 令和5年12月19日

協議（1）地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

#### ●第50回協議会 令和6年2月14日開催

協議（1）交通システムの運行内容の変更について

①乗合タクシー藤木角間川線の乗降場所の追加

②循環バスはなちゃんルートの運行時刻の変更

③コミュニティバスの運行時刻の変更

（2）大曲タクシー横沢営業所に設置するタクシー車両の最低車両数の緩和について

報告（1）書面協議結果について

①令和5年度大仙市バスの日の実績

②地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価

## ◎交通システムの実績報告

### 1. コミュニティバス

【実施地域】大曲、神岡、西仙北、協和、南外、仙北、太田地域

【実施内容】廃止となった路線バス（長信田線、杉山田線、南外線）を平成 27 年から市営化している。

【利用実績】34,010 人（前年度 33,679 人）

【市負担額】55,376,621 円（前年度 44,916,907 円）

### 2. 循環バス

【実施地域】大曲地域

【実施内容】中心市街地活性化を目的として駅や商店街、公共施設などを循環するバスを運行しており、令和 2 年には大曲駅東口にルートを延伸している。

【利用実績】15,321 人（前年度 13,035 人）

【市負担額】12,785,109 円（前年度 9,792,830 円）

### 3. 乗合タクシー

【実施地域】市内全地域（神岡、西仙北、南外地域はドアツードア型）

【実施内容】利用者の予約に基づき、定められた停留所から地域拠点の間を運行するタクシーで、予約が重なれば他の乗客と乗り合いでの利用となる。ドアツードア型では自宅付近で乗降可能。

【利用実績】11,260 人（前年度 11,157 人）

【市負担額】18,533,200 円（前年度 16,998,480 円）

### 4. 市民バス（自家用有償旅客運送）

【実施地域】西仙北、南外地域

【実施内容】市の公用車を用いて、各集落と地域拠点の間を運行する定路線型のバスを曜日ごとに運行している。令和 5 年 10 月からは完全予約制となっている。

【利用実績】778 人（994 人）

【運行経費】1,713,346 円（前年度 2,503,856 円）

## 5. 中仙乗合自動車

【実施地域】中仙地域

【実施内容】地元タクシー会社が廃止バス路線等の代替交通として独自に運行している。市は運行経費の内、利用者負担の 300 円を差し引いた金額を補助している。

【利用実績】3,288 人（前年度 3,771 人）

【市補助額】2,301,600 円（前年度 2,231,900 円）

## 6. 生活バス兼スクールバス（教育委員会所管）

【実施地域】協和地域（船岡線、淀川線、峰吉川線、稲沢線）

【実施内容】平成 20 年度の協和地域の小学校統合にあわせ、路線バスの運行便数を増やし、小中学生の登下校と地域住民の移動手段を確保している。

【利用実績】43,284 人（前年度 53,577 人）

【市補助額】86,864,773 円（前年度 73,083,128 円）

## 7. 生活バス路線補助金

【実施地域】市内全地域

（横手大曲線、六郷線、川西線、大曲角館線、千屋線、角間川線、稲沢線）

【実施内容】生活バス路線の運行にかかる経費の赤字補填として、バス事業者に対して交付する補助金。

【市補助額】36,512,000 円（前年度 38,884,000 円）

## 8. 交通助成券「のりのりきっぷ」

【実施地域】市内全地域

【実施内容】75 歳以上の高齢者及び運転免許証返納者のうち希望する方に対し、バス・タクシーで利用可能な助成券を交付する。支給額は年間 5,000 円（令和 4 年度は、コロナ禍における移動支援策として交付額を 6,000 円へ増額）

【申請者数】75 歳以上 7,374 人（前年度 7,016 人）

免許返納者 698 人（前年度 984 人）

【市補助額】26,909,300 円（前年度 32,837,300 円）

●市が負担する運行経費

| A. 運行経費合計<br>(1～7の合計額) | B. 県補助金      | C. その他収入  | 市が負担する<br>運行経費(A-B-C) |
|------------------------|--------------|-----------|-----------------------|
| 214,086,649 円          | 19,900,000 円 | 208,160 円 | 193,978,489 円         |
| (R4 188,411,101 円      | 18,705,000 円 | 203,760 円 | 169,502,341 円)        |

【B. 県補助金 内訳】

|                        |             |
|------------------------|-------------|
| (県) 生活バス路線維持費等補助金      | 3,365,000 円 |
| (県) マイタウン・バス運行費等補助金    | 9,750,000 円 |
| (県) 地域内フィーダー系統確保維持費補助金 | 6,785,000 円 |

【C. その他収入 内訳】

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 市民バス運賃収入           | 106,600 円 |
| コミュニティバス車内アナウンス広告料 | 101,560 円 |

【参考】※事業者へ国や県から直接交付される補助金

|                          |              |
|--------------------------|--------------|
| (国) 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 | 11,318,000 円 |
| (国) 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金    | 1,705,495 円  |
| (県) 地方バス路線維持費等補助金        | 1,705,495 円  |

## 令和5年度 大仙市地域公共交通活性化再生協議会 収支決算

|      |          |
|------|----------|
| 収入総額 | 391,767円 |
| 支出総額 | 331,762円 |
| 差引額  | 60,005円  |

※残額 60,005円 については、令和6年度に繰り越します。

### 収入の部

(単位：円)

|     | 款 | 項 | 目 | R5予算額   | R5決算額   | 増減    | 説明        |
|-----|---|---|---|---------|---------|-------|-----------|
| 負担金 | 1 | 1 | 1 | 129,000 | 129,000 | 0     | 大仙市からの負担金 |
| 繰越金 | 3 | 1 | 1 | 262,765 | 262,765 | 0     | 令和4年度繰越金  |
| 諸収入 | 4 | 1 | 1 | 1,000   | 2       | △ 998 | 利息        |
| 合 計 |   |   |   | 392,765 | 391,767 | △ 998 |           |

### 支出の部

|     | 款 | 項 | 目 | R5予算額   | R5決算額   | 増減       | 説明              |
|-----|---|---|---|---------|---------|----------|-----------------|
| 運営費 | 1 |   |   | 129,000 | 72,052  | △ 56,948 |                 |
| 会議費 |   | 1 | 1 | 99,000  | 60,000  | △ 39,000 | 委員報酬（協議会2回開催）   |
| 事務費 |   | 2 | 1 | 30,000  | 12,052  | △ 17,948 | 郵送料             |
| 事業費 | 2 | 1 | 1 | 260,000 | 259,710 | △ 290    | 大仙市地域公共交通マップ作製費 |
| 予備費 | 3 | 1 | 1 | 3,765   | 0       | △ 3,765  |                 |
| 合 計 |   |   |   | 392,765 | 331,762 | △ 61,003 |                 |

## 令和5年度監査報告

本協議会設置要綱第4条第5項の規定により、令和5年度大仙市地域公共交通活性化再生協議会の収支決算書ならびに関係伝票、預金通帳により、下記のとおり監査したので報告します。

### 記

#### 1. 監査の対象

- ・ 令和5年度大仙市地域公共交通活性化再生協議会収支決算書
- ・ 関係伝票
- ・ 預金通帳

#### 2. 監査日

- ・ 令和6年6月17日

#### 3. 監査結果

収支決算書、関係伝票及び預金通帳を監査した結果、決算は正確であり、内容も正当なものと認定しました。

令和6年6月25日

監査委員

青山 忠雄 

監査委員

加藤 和浩 

## 令和6年度 大仙市地域公共交通活性化再生協議会 事業計画及び予算（案）

## ◎事業計画（案）

- 【内 容】 ○第4期計画に基づく事業の実施  
 ○既存交通システムの検証及び改善  
 ○大仙市バスの日の実施  
 ○第5期計画策定に係るアンケート調査
- 【日 程】 ○第1回（6月）  
 ・令和5年度 事業報告及び決算  
 ・令和6年度 事業計画及び予算（案）  
 ・地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について  
 ・仙北タクシー神宮寺営業所の最低車両数の緩和について
- 第2回（10月）  
 ・第4期交通計画事業の進捗状況等について
- 第3回（2月）  
 ・第5期交通計画策定に係る進捗状況等について

## ◎予算（案）

|       |         |
|-------|---------|
| 収入総額  | 190,000 |
| 支出総額  | 190,000 |
| 差 引 額 | 0       |

## 収入の部

（単位：円）

|     | 款 | 項 | 目 | R6予算額   | 説明        |
|-----|---|---|---|---------|-----------|
| 負担金 | 1 | 1 | 1 | 129,000 | 大仙市からの負担金 |
| 繰越金 | 3 | 1 | 1 | 60,005  | R5繰越金     |
| 諸収入 | 4 | 1 | 1 | 995     | 雑入        |
| 合 計 |   |   |   | 190,000 |           |

## 支出の部

（単位：円）

|     | 款 | 項 | 目 | R6予算額   | 説明                                         |
|-----|---|---|---|---------|--------------------------------------------|
| 運営費 | 1 |   |   | 189,000 |                                            |
| 会議費 |   | 1 | 1 | 99,000  | 委員報酬<br>@3,000円×11人×3回                     |
| 事務費 |   | 2 | 1 | 90,000  | 郵送料(書類等送付)<br>@84円×60通 17,640<br>@210円×60通 |
|     |   |   |   |         | 郵送料(アンケート調査)<br>@63円×1000通 63,000          |
|     |   |   |   |         | 消耗品費等 9,360                                |
| 予備費 | 3 | 1 | 1 | 1,000   |                                            |
| 合 計 |   |   |   | 190,000 |                                            |



## 地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について

(名称) 大仙市地域公共交通活性化再生協議会

### 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

大仙市は、秋田県の県南内陸部に位置し、広大な仙北平野を擁した田園都市である。古くから県南地域の交通の要衝であり、現在では秋田新幹線や秋田自動車道等の高速交通機関を利用することによって、首都圏からの1日行動圏に入っており、多彩な交流が可能な立地にある。

市内の公共交通は、新幹線を含む鉄道3路線、路線バス10路線、大仙市循環バス2路線、大仙市コミュニティバス3路線、タクシー会社7社による乗合タクシー等で構成されているが、過疎化が進行している本市においては、旧市町村ごとに居住者が分散していることや市域面積が866.79km<sup>2</sup>と広大であることから、日常生活における移動手段は自家用車が主流となっており、公共交通の利用者は減少傾向となっている。

市では、令和3年3月に「大仙市地域公共交通計画マスタープラン」(第4期交通計画)を策定し、市民の「利用しやすさ」「暮らしやすさ」を軸とした公共交通ネットワークの構築を目指し、これまでの公共交通を活かしながらも可能な改善を行うことと新たな取り組みを加えることで、人口減少の中でも交通網と利用者数を維持し、市民が利用しやすいと感じられる公共交通の整備を行うこととしている。

今回、地域公共交通確保維持改善事業(地域内フィーダー系統)の対象とした路線(以下、「対象路線」という。)は、大仙市循環バスつつどんルート及びはなちゃんルート、大仙市コミュニティバス長信田線、乗合タクシー杉沢中仙線、乗合タクシー藤木角間川線の5路線である。

大仙市循環バスは、各バス路線の起終点である大曲バスターミナルを発着点とした循環型のバスである。平成26年5月に順回り便であるつつどんルートに、逆回り便であるはなちゃんルートを追加し、令和2年10月には大曲東口地区へ両ルートを延伸することで、中心市街地の活性化に寄与している重要な路線である。

大仙市コミュニティバス長信田線は、平成27年度に路線バス長信田線を市営化することで運行を開始している。平成29年度にはルートの延伸を行っており、利便性が向上している路線となっている。

乗合タクシー杉沢中仙線は、公共交通空白地域を解消するために、平成27年10月から運行しており、路線バス大曲角館線やJR田沢湖線への接続を可能としている路線である。

乗合タクシー藤木角間川線は、路線バス角間川線の廃止に併せ、藤木線のルートを延伸することで、令和5年10月から運行を開始しており、これまでバス路線を利用していた角間川地域住民の新たな移動手段として重要な役割を果たしている。

以上のことから、対象路線は、本市にとって欠くことができない重要な路線として市民生活を支えており、地域公共交通確保維持事業を活用し、これを確保・維持することは、大仙市が目指す市民の「利用しやすさ」「暮らしやすさ」を軸とした公共交通ネットワークの構築に必要不可欠となっている。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

大仙市の実態に即した、将来にわたり持続可能な公共交通を目指す。また、支線（循環バス・乗合タクシー・コミュニティバス）と幹線（路線バス等）との相互連携により、より効率的な公共交通ネットワークの構築を実現する。

#### 【年間利用者数】

(単位：人)

|                     | 現状（実績）<br>（令和5年）      | 目標値<br>（令和7年） |
|---------------------|-----------------------|---------------|
| 大仙市乗合タクシー<br>藤木角間川線 | 1,869<br>(R5.4～R6.3)  | 1,300         |
| 大仙市乗合タクシー<br>杉沢中仙線  | 106<br>(R5.4～R6.3)    | 100           |
| 大仙市コミュニティバス<br>長信田線 | 10,067<br>(R5.4～R6.3) | 10,300        |
| 大仙市循環バス<br>つつどんルート  | 7,278<br>(R5.4～R6.3)  | 7,100         |
| 大仙市循環バス<br>はなちゃんルート | 8,043<br>(R5.4～R6.3)  | 6,400         |

### (2) 事業の効果

地域内フィーダー系統を確保することで、以下の効果が期待できる。

- ・ 中心市街地の活性化
- ・ 既存公共交通との連携による効率的な運行体系の実現
- ・ 外出機会の増大による社会参加や地域活性化の促進
- ・ 病院や商業施設へのアクセス確保による生活環境の向上
- ・ 地域拠点から中核拠点（中心市街地）へのアクセス向上による生活環境の向上

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ コミュニティバス運行内容の見直し（大仙市・事業者・地域住民）
  - ・ 循環バス運行内容の見直し（大仙市・事業者・地域住民）
  - ・ 乗合タクシー運行内容の見直し（大仙市・事業者・地域住民）
  - ・ 利用料金のキャッシュレス化の検討（大仙市・事業者）
  - ・ 市内で開催される各種イベントと連携して利用につながる取り組みを行う（大仙市・事業者）
- （大仙市地域公共交通計画マスタープラン P53、P55、P56、P57、P64、P65 参照）

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付。

## 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

大仙市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

|                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実績に基づく利用者数の把握。</li> <li>・事業の実績に基づく収支率。</li> <li>・市民による市政評価。</li> <li>・交通事業者との意見交換。</li> <li>・地域住民や利用者へのアンケート調査。</li> </ul> <p>(大仙市地域公共交通計画マスタープラン P 6 6 参照)</p> |
| <p>7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>                                                                                                                                       |
| <p>※該当なし</p>                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>                                                                                                                                      |
| <p>※該当なし</p>                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>                                                                                                                                                           |
| <p>※該当なし</p>                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</p> <p><b>【地域内フィーダー系統のみ】</b></p>                                                                                                                                                                            |
| <p>表 5 を添付。</p>                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>11. 車両の取得に係る目的・必要性</p> <p><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>                                                                                                                                                      |
| <p>※該当なし</p>                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</p> <p><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>                                                                                                                                                   |
| <p>(1) 事業の目標</p> <p>※該当なし</p>                                                                                                                                                                                                             |
| <p>(2) 事業の効果</p> <p>※該当なし</p>                                                                                                                                                                                                             |
| <p>13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>                                                                                                                          |
| <p>※該当なし</p>                                                                                                                                                                                                                              |

|                                                                                                                             |       |    |                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----|---------------------------------------------------|
| 14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）<br><b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b> |       |    |                                                   |
| ※該当なし                                                                                                                       |       |    |                                                   |
| 15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性<br><b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>                                                                  |       |    |                                                   |
| ※該当なし                                                                                                                       |       |    |                                                   |
| 16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果<br><b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>                                                               |       |    |                                                   |
| (1) 事業の目標                                                                                                                   |       |    |                                                   |
| ※該当なし                                                                                                                       |       |    |                                                   |
| (2) 事業の効果                                                                                                                   |       |    |                                                   |
| ※該当なし                                                                                                                       |       |    |                                                   |
| 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>                                                 |       |    |                                                   |
| ※該当なし                                                                                                                       |       |    |                                                   |
| 18. 協議会の開催状況と主な議論                                                                                                           |       |    |                                                   |
| ・平成28年                                                                                                                      | 4月    | 1日 | 乗合タクシー「藤木線、杉沢中仙線」本格運行の開始                          |
| ・平成28年                                                                                                                      | 4月    | 1日 | 「大仙市コミュニティバス長信田線」本格運行の開始                          |
| ・平成28年                                                                                                                      | 6月24日 |    | 大仙市生活交通確保維持改善計画の承認                                |
| ・平成28年12月                                                                                                                   | 19日   |    | 「大仙市コミュニティバス長信田線」経路変更の承認                          |
| ・平成29年                                                                                                                      | 3月21日 |    | 大仙市生活交通確保維持改善計画の変更を承認                             |
| ・平成29年                                                                                                                      | 5月23日 |    | 大仙市生活交通確保維持改善計画の承認                                |
| ・平成29年                                                                                                                      | 7月31日 |    | 大仙市生活交通確保維持改善計画の追加事項について<br>書面協議により承認             |
| ・平成30年                                                                                                                      | 5月25日 |    | 大仙市生活交通確保維持改善計画の承認                                |
| ・令和元年                                                                                                                       | 6月26日 |    | 大仙市生活交通確保維持改善計画の承認                                |
| ・令和2年                                                                                                                       | 6月5日  |    | 「大仙市循環バス」及び「大仙市コミュニティバス杉山田線」<br>経路変更について書面協議により承認 |
| ・令和2年                                                                                                                       | 6月25日 |    | 大仙市生活交通確保維持改善計画の承認                                |
| ・令和3年                                                                                                                       | 3月23日 |    | 大仙市地域公共交通計画マスタープラン（第4期交通計画）<br>の承認                |
| ・令和3年                                                                                                                       | 6月25日 |    | 大仙市生活交通確保維持改善計画の承認                                |
| ・令和4年                                                                                                                       | 6月28日 |    | 大仙市生活交通確保維持改善計画の承認                                |
| ・令和5年                                                                                                                       | 3月22日 |    | 路線バス角間川線廃止協議                                      |
| ・令和5年                                                                                                                       | 6月28日 |    | 大仙市生活交通確保維持改善計画の承認<br>乗合タクシー「藤木角間川線」の運行           |
| ・令和6年                                                                                                                       | 6月25日 |    | 地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）認定申請の承認                       |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 19. 利用者等の意見の反映状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大仙市地域公共交通活性化再生協議会への住民参加</li> <li>・ 秋田大学による平成23年度循環バスアンケート調査研究事業による住民意見の反映</li> <li>・ 平成24年路線バス沿線住民アンケート調査結果</li> <li>・ 平成25年度地域公共交通空白地域対象アンケートによる住民意見の反映</li> <li>・ 平成26年度路線バス乗込み調査アンケートによる住民意見の反映</li> <li>・ 平成26年度循環バス乗込み調査アンケートによる住民意見の反映</li> <li>・ 平成30年度地域公共交通に関するアンケート調査（広報紙を活用したアンケート）</li> <li>・ 平成30年度大仙市各地域協議会との意見交換及び意見書の提出</li> <li>・ 平成30年度乗合タクシー利用者アンケート</li> <li>・ 令和2年度コミュニティバスの利用者アンケート</li> <li>・ 令和3年度乗合タクシー対象地域自治会長アンケート</li> <li>・ 令和4年度路線バス角間川線乗り込み調査</li> </ul> |
| 20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <b>【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| (1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| ※該当なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (2) 交通手段の検討状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ※該当なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 秋田県大仙市大曲花園町1番1号  
 (所 属) 大仙市地域公共交通活性化再生協議会  
 (大仙市企画部地域活動応援課)  
 (氏 名) 進藤 尚人  
 (電 話) 0187-63-1111 (内線 227)  
 (e-mail) chikatu@city.daisen.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

| 市区町村名 | 運送予定者名       | 運行系統名等<br>(申請番号) | 運行系統      |             |           | 系統<br>キロ程            | 計画<br>運行<br>日数 | 計画<br>運行<br>回数 | 利便<br>増進<br>特例<br>措置 | 運送<br>継続<br>特例<br>措置 | 地域内フィーダー系統の基準適合<br>(別表7・別表9・別表10) |                           |                                    |                           |
|-------|--------------|------------------|-----------|-------------|-----------|----------------------|----------------|----------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|---------------------------|------------------------------------|---------------------------|
|       |              |                  | 起点        | 経由地         | 終点        |                      |                |                |                      |                      | 運行態様の別                            | 基準ハで該<br>当する要件<br>(別表7・9) | 補助対象地域間幹<br>線系統等と接続の<br>確保         | 基準ホで該<br>当する要件<br>(別表7のみ) |
| 大仙市   | 合資会社おやしきタクシー | (1) 乗合タクシー藤木角間川線 | 角間川木内     | 角間川・藤木・大曲地区 | 中心市街地     | 往 km<br>復 km         | 244日           | 1,448回         |                      |                      | 区域                                | ①、②(1)                    | 大曲バスターミナル及び追分バス停で地域間幹線系統横手大曲線と接続する | ③                         |
|       | 中仙タクシー合資会社   | (2) 乗合タクシー杉沢中仙線  | 杉沢        | 西仙北・中仙地区    | イオン中仙店    | 往 km<br>復 km         | 244日           | 73回            |                      |                      | 区域                                | ②(1)                      | 羽後長野駅でJR田沢湖線と接続する                  | ③                         |
|       | 羽後交通株式会社     | (3) コミュニティバス長信田線 | 大曲バスターミナル | 横沢車庫前       | 奥羽山荘      | 往 27.4km<br>復 27.5km | 365日           | 1,782回         |                      |                      | 路線定期                              | ①、②(1)                    | 大曲バスターミナルで地域間幹線系統横手大曲線と接続する        | ③                         |
|       | 羽後交通株式会社     | (4) 循環バスつつどんルート  | 大曲バスターミナル | 大仙市役所       | 大曲バスターミナル | 往 13.4km<br>復 循環     | 364日           | 1,820回         |                      |                      | 路線定期                              | ①、②(1)                    | 大曲バスターミナルで地域間幹線系統横手大曲線と接続する        | ③                         |
|       | 羽後交通株式会社     | (5) 循環バスはなちゃんルート | 大曲バスターミナル | 大仙市役所       | 大曲バスターミナル | 往 13.2km<br>復 循環     | 364日           | 1,820回         |                      |                      | 路線定期                              | ①、②(1)                    | 大曲バスターミナルで地域間幹線系統横手大曲線と接続する        | ③                         |

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

|       |     |
|-------|-----|
| 市区町村名 | 大仙市 |
|-------|-----|

(単位:人)

|          | 人 口    |
|----------|--------|
| 人口集中地区以外 | 60,862 |
| 交通不便地域等  | 77,657 |

## 交通不便地域等の内訳

| 人 口    | 対象地区 | 根拠法     |
|--------|------|---------|
| 77,657 | 全域   | 過疎法2条1項 |
|        |      |         |
|        |      |         |
|        |      |         |

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

| 計画名                | 策定年月日     | 特例適用開始年度 |
|--------------------|-----------|----------|
| 大仙市地域公共交通計画マスタープラン | 令和3年3月29日 |          |
|                    |           |          |

## (1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）①））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

## (2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

## 仙北タクシー神宮寺営業所の最低車両数の緩和について

令和6年6月

### 協議内容

仙北タクシー神宮寺営業所に設置する車両の最低車両数を「2両」以上とすること

#### ○法人タクシー事業者の営業所に配置する最低車両数に関する規制の概要

○法人タクシー事業の許可等の様々な基準については、平成29年東北運輸局公示第38号の審査基準により定められている。

○審査基準により大仙市を営業区域とする事業者については、その営業所に最低でも「5両」以上のタクシーを配置しなければならないとされているが、平成14年1月31日現在において、タクシーの配置車両数が5両未満の営業所に対して、当該規制は適用されないこととなっている。

○仙北タクシーは昭和28年から営業しているため当該規制は適用されていない。

#### 神宮寺営業所の事業計画上の配置車両数 4両

○ただし、タクシー事業者は車両数が5両未満の状態からさらに減車するという事業計画の変更はできないこととなっている。

### 1. 要望書が提出された経緯

○令和5年11月29日、上記審査基準の一部が以下のように改正された。

「市町村が設置する地域公共交通会議等で協議が調った場合は、最低車両数に係る基準によらず、当該市町村に限り、最低車両数を2両以上とすることができる。」

○これを受け、株式会社仙北タクシーより神宮寺営業所に設置する車両の最低車両数の緩和について要望があった。

### 2. 要望内容

神宮寺営業所に設置する最低車両数を2両以上としたい。

※ただし、実際には3両を設置する。

### 3. 今後のスケジュール案

7月～ 運行事業者（仙北タクシー）による運輸支局へ届出手続



令和 6 年 5 月 10 日

大仙市地域公共交通活性化再生協議会

会長 今野 功成 殿

事業所名 株式会社 仙北タクシー

代表者名 代表取締役社長

木下 和政



連絡先

住 所 大仙市大曲福住町 2-42

電話番号 0187-63-6060

旧仙北郡 神岡町における営業所に設置する車両の最低車両数の緩和について

当社は、大曲市、仙北郡を営業区域に昭和 28 年 10 月から、地域住民の移動の足としてタクシー事業を展開しているところです。

しかし、モータリゼーションの発達はもとより、昨今の少子高齢化による人口減少、特に約 3 年にも及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響などで、タクシー利用者の減少と高齢乗務員の離職などもあり、旧仙北郡神岡町の神岡営業所に現在保有しているタクシー 4 両の全車両の稼働ができない状況にあります。

このたび、タクシーの規制が緩和され、「法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」（東北運輸局公示第 38 号：令和 5 年 11 月 29 日改正）によると、市町村が設置する地域公共交通会議等で協議が調った場合、最低車両数を 2 両以上にすることが可能となりました。

つきましては、地域住民の移動手段として今後もタクシー事業を維持するために、下記について貴協議会で協議していただきますよう、ここに要望いたします。

記

【要望事項】

旧仙北郡神岡町を営業区域とする営業所ごとに配置する最低車両数

現 行 5 両以上

要 望 2 両以上

以上

## 第5期大仙市地域公共交通計画策定スケジュール（案）

大仙市地域公共交通活性化再生協議会

| 内 容                     | 令和6年度（調査年度） |                                         |   |   |   |   |       |    |    |   |   |   | 令和7年度（策定年度）                                       |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
|-------------------------|-------------|-----------------------------------------|---|---|---|---|-------|----|----|---|---|---|---------------------------------------------------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|--|
|                         | 4           | 5                                       | 6 | 7 | 8 | 9 | 10    | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4                                                 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |  |
| 1. 実態・ニーズ調査             |             |                                         |   |   |   |   |       |    |    |   |   |   |                                                   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ①地域協議会からの意見             |             | 説明 意見取りまとめ<br>⇒地域協議会で既存交通システムに対して意見を求める |   |   |   |   |       |    |    |   |   |   |                                                   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ②循環バス、コミュニティバス乗り込み調査    |             | 準備 実施 集計<br>⇒乗り込み調査を実施                  |   |   |   |   |       |    |    |   |   |   |                                                   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ③乗合タクシーアンケート調査          |             | 準備 実施 集計<br>⇒乗車した方へ運転手からアンケートはがきを配布     |   |   |   |   |       |    |    |   |   |   |                                                   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ④市民バス乗り込み調査             |             | 準備 実施 集計<br>⇒乗り込み調査を実施                  |   |   |   |   |       |    |    |   |   |   |                                                   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ⑤市民による個別事業評価            |             |                                         |   |   |   |   |       |    |    |   |   |   | 準備 実施 集計<br>⇒16歳以上、85歳未満の大仙市民1,000人（無作為抽出）に調査票を送付 |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| 2. 現況整理                 |             |                                         |   |   |   |   |       |    |    |   |   |   |                                                   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ①地域の特性・上位関連計画の整理        |             |                                         |   |   |   |   |       |    |    |   |   |   |                                                   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ②既存の交通システムの現状整理、分析      |             |                                         |   |   |   |   |       |    |    |   |   |   |                                                   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ③現行計画の評価・検証             |             |                                         |   |   |   |   |       |    |    |   |   |   |                                                   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| 3. 目標実現のための施策の検討        |             |                                         |   |   |   |   |       |    |    |   |   |   |                                                   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ①問題点・課題の整理              |             |                                         |   |   |   |   |       |    |    |   |   |   |                                                   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ②基本的な方針の決定              |             |                                         |   |   |   |   |       |    |    |   |   |   |                                                   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ③具体的な施策の検討              |             |                                         |   |   |   |   |       |    |    |   |   |   |                                                   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| 4. 計画素案の作成              |             |                                         |   |   |   |   |       |    |    |   |   |   |                                                   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| 5. 交通対策チーム会議の開催         |             |                                         |   |   |   |   |       |    |    |   |   |   |                                                   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| 6. 大仙市地域公共交通活性化再生協議会の開催 |             |                                         |   |   |   |   |       |    |    |   |   |   |                                                   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| 7. 予算措置                 |             |                                         |   |   |   |   |       |    |    |   |   |   |                                                   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| バス年度                    | 令和6年度       |                                         |   |   |   |   | 令和7年度 |    |    |   |   |   | 令和8年度                                             |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |